

似繪の名人豪信法印の研究 (中)

栗 野 秀 穂

三 歴代帝王宸影に關する研究

イ、歴代帝王宸影について湯本・内藤兩氏の研究

さてこの宸影繪卷については、已に前章に述べし如く、從來殆んど研究されずして、只纔かに湯本文彦氏が京都府寺志稿の曼殊院篇に於て其繪卷の存在を説明されしと、内藤文學博士が「日本の肖像畫と鎌倉時代」の論文中に之れを説かれしものとあるのみ。湯本氏は京都府寺志稿調査の際曼殊院に於て、この複寫本を發見し、これを本として調査を進められたるを以て、第一に其原本の所在が明瞭となり、第二に複寫本の由來も考へられたるが、尙これには甚だ物足らぬ點多く即ち

イ 豪信に就きての考證なし

ロ 識語は忠實に複本より謄寫されたるもこれに關する批判も研究もなし

ハ 「今上^{廿五} 康安二」^二とあるを應安^二と讀み誤りて判斷されたる如き點

は特に湯本氏の調査の不備なるを示すものなるがこの寺志稿は寫本のまゝにして傳はり未刊行のものなれば、この事は一般に知られざる憾あり。

次に文學博士内藤虎次郎氏の「日本に於ける肖像畫と鎌倉時代」は已に述べし如く、この宸影繪卷研究を初めて學界に紹介されし貴重なる論文なるが、惜哉博士の研究されし帝王宸影は京都富岡家に所藏する冷泉爲恭の寫本にして、其奥書によ

るに伏見院までを爲信の作となし、其次後伏見院と後醍醐院とを最後二代にして、これを豪信の畫きたるものとなせるを以て、後二條・花園二院は如何になりしや、甚だ明瞭ならず。兎に角博士はこの富岡家本を以て研究されたるを以て、右の結果を生じたるは實に惜しむべき事なり。尙博士は「今上廿五 康安二」に關する研究もなく、又帝王銘の筆者について一言の説もなかりしは例の富岡家本の不備なるによるか。但しは他に理由の存するか。兎に角遺憾の點とせざるべからず。

さはいへ率直に予輩をしていはしむれば、國史家も美術史家も何等研究されざりしこの神聖なる繪卷を對象として研究され、これを以て肖像畫の白眉と斷せられ、間接には鎌倉時代の文化の一面を力強く表現されたる博士の學識は實に予等後輩の服する所、ことに其文中

(1) 爲信卿の筆といはるゝ十數代の宸影中には祖先代々

の人の畫きしものゝ傳寫を含むなるべし。
(ロ) 豪信につきて彼の最も著しき仕事は彼の祖先以來畫きし所の肖像畫の編纂をせしものと思はるゝ三種の肖像畫集を残せし事なり。

ロ 帝王宸影曼殊院本の研究

さて予輩はこれより曼殊院本につきて述ぶる所あらむ。現今曼殊院に所藏する歴代帝王宸影は一卷にして二十一帝王の宸影を描きし繪卷物なるがこれは豪信の畫きし原本にあらずして近代の複寫本なり。これに就ては筐の蓋書の示す所によりてその寫本されし由來を知り得るなり。即ち

中古二十一帝及攝關大臣眞影三卷原本係一乘寺曼殊院所傳也、明治聖帝有内旨而進獻之永成寶庫之藏宮内省嘉賞院主之志、白綾黃金以賜之且命畫工森寬齋製複本以納之于該院補其闕畫成描筆精巧不差分毫也、院主歷

世其珍藏焉

明治十一年戊寅春四月

宮内省御用掛村山松根擔當這事終局之日誌之

とあるにて其大要を知るべし。しかしこの筐書の筆者を當時親しくこの事に關與せし宮内省の御用掛なれば、この筐書の有する内容は、史料としてその價值大なりといふべく、これによりて予輩は次のことを攷察し得らるゝなり。

(一) 帝王宸影の複本(曼殊院本)の作製理由、即ち明治天皇の内旨に基き、この原本を曼殊院より改めて献納したるを以て、宮内省その志を嘉して複本を作製して曼殊院に下附されたるなり。

(二) 複本の作製されし年代——明治十一年四月

(三) 複本作製に従事したる畫家——幕末より明治初年に互りて四條派の老大家として、京都に聲名ありし森寛齋なり。

(四) 複本の出來榮え——筆者が森寛齋なるを以て其出來榮えの見事なるは勿論なるが、特にこの繪卷は宮中よりの命にて複本作製せしものなれば、寛齋も非常の光榮として一線一筆も忽にせざりし作品なるべく、描筆精巧不差分毫也、とは決して一片の辭令にあらず。これによりてこの複本は絶大の價值あるを知るべく、この點に於いて普通の流布本と甚だ異なるを知るなり。されば予輩は本論の研究に當り喜んでこの複本を使用せし所以なり。

(五) 原本は御府に保存せらるゝ事——これについては予輩はこの方面に照會してその現存の有無を知る必要ありしも、未だこれをなさず。思ふに御府には繪師草紙・蒙古襲來繪詞等明治天皇の愛玩されし他の繪卷類も現存する事なれば、この宸影繪卷の如き必ずや御保存あらせらるゝ事と察す。

以上によりて曼殊院にこの宸影繪卷が最近まで所藏されそれは轉じて御府に獻納されて、目下曼殊院に存するものは見事なる複本なる事を知り得たるなり。

ハ、帝王宸影の文獻的研究

さて帝王宸影の原本の所在を明瞭にしたる上は更に進んでその繪卷の内容に關する文獻的討究をなすべき順序に到達せり。この宸影繪卷は中古二十帝の宸影を似繪風に描寫せるものにて、即ち其御歴代の順序は

鳥羽院——崇徳院——後白河院——二條院——今上
廿五 高倉院——後鳥羽院——土御門院——順徳
康安二——後高倉院——後堀河院——四條院——後嵯峨院
——後深草院——龜山院——後宇多院——伏見院——
後伏見院——後二條院——花園院——後醍醐院

とあり。鳥羽院より後を寫せりといふも、近衛・六條・安德・仲恭の四帝を闕き、その代りに第五番目に康安の頃に今上天皇なる後光嚴院を加へ、順

徳院の次に後高倉院を加へたるは、甚だ興味あることなり。其奥には次の如き奥書あり、

此一弓(卷)爲信卿之筆也

但與二代豪信法印奉書之

證本也不可出闕外者也

銘行尹卿筆也

與二代加愚筆也

(花押)

と。此奥書は曼殊院の複本によるも頗る雄麗典雅の筆蹟にして帝王宸影繪卷に相應したる文筆にして、其花押によりて攷察して青蓮院宮尊圓親王なることを知れり。

以上の歴代宸影と其奥書とを一々よく討究するに次の如き事實を論じ得るなり。

(一)製作者は爲信卿にして與二代即ち花園院と後醍醐院の二帝は豪信法印の描きたるものなり。

この與二代の帝王については、内藤博士の研究されたる富岡家本と甚だ相違する點にして

試みにこれを比較せんに

花園院 後伏見院

後醍醐院 後醍醐院

となる。これは甚だしき相違なるが、曼殊院本の正確なるは前述の如くなれば、これを用して富岡家本を採らず。

又、博士の説かるゝ如く爲信卿父子にて多くの宸影畫を編纂して此の繪卷をなせしといふ事は實に面白く、豪信は父のなせし繪卷に新に花園・後醍醐二帝を加へ奉れりといふべきなり。即ち似繪巨匠父子の合作繪卷なり。

(二)歴代宸影の銘の筆者の行尹卿にて奥の二代は識語の筆者なる尊圓法親王なり。行尹卿は當時斯道の家なる世尊寺家に生れ其兄行房は後醍醐天皇に仕へまつりて、勤王の志深く隱岐までも附添ひ奉りしが、弟行尹は北朝に味方し永く京都に留まりて家業を傳へたるが、其門人として尊圓親王あり。されば親王は後に

五 第 畫 挿



(藏院珠曼) 影宸兩條二後見伏後筆信爲
(寫摸齋寬森)

(曼殊院本)

(富岡家本)

御家流を起し給へるが、始めは行房及び行尹の門下として世尊寺流を學び給ひしにて、こ

挿 畫 第 六



〔歴代帝王宸影〕の中の後光嚴院(曼珠院藏)
(森寬齋摸寫)

の繪卷は行尹・尊圓帥弟間にて其銘を書きし事明白なり。

即ち知る鎌倉末期の似繪の名人爲信・豪信父子合作の宸影繪卷に世尊寺流の名手行尹・尊圓帥弟の銘を以てせる、名家揃ひの合卷なり

(三)今上廿五

康安二とあるは何を意味するか。これは第五番目に書かれたる繪にて、其姿態も他の諸

帝のと著しく異りて描かれ、大小よりいふも獨り甚だ大きく描線他と手法を異にせり。加ふるに今上(康安二)と銘記されたるが、この康安二年に御齡廿五の今上は北朝の後光嚴院を指しまつるものにて、識語の筆者尊圓親王が正平十一年に薨せられて後六年に當るを以て、親王が識語を書いて此繪卷一先づ完成したるを康安二年に至り何等かの事情により當時の今上皇帝を加筆し奉れるものと見るべくこの分の畫家は勿論豪信にはあらず、その誰人なるか明瞭ならず。又銘の筆者も不明なりこの「康安二」について思ひ當るは朝岡興禎の

古畫備考の説なり。これも已に前出したれ共
またこゝに掲出すれば次の如し。

披閱豪信所書攝關肖像摸本二卷 一則狩野祐清藏本 兼可
有攝關像旨、所被仰、今度出現如御詞(中略)自狩野
氏所來者、雖拙畫、全據原本、稱探幽摹者、以新
補加古圖、可厭、古拙方之、卷、與書康安二年畫
ト、カ、筆、ト、カ、有、之、原、本、畫、者、之、所、書、也、然、則、豪、信、ノ、書、
タルニテ其頃マデ存命セシ人ト見ユ。

とあり。即ち狩野氏に傳はる攝關影に康安二
年畫とありてその文字は原本を描ける畫家即
豪信の筆蹟なれば豪信は其頃まで存命せし人
なりといふ意なり。康安二年の文字は前記天
皇宸影に見ゆるのみにて曼殊院に存する複本
の攝關影には其銘記なし。恐らく傳寫の間に
種々なる誤りの傳へられたるものなるべし。
又銘文は畫家の書きたるにあらざる事、繪卷
の識語によりても知らるべく、豪信を康安二

年云々といふは殆んど其説としてとるに足ら
ず。

(四)製作の年次を攷察するに、初め爲信卿により
て鳥羽院より後伏見院までの宸影が編纂され
これに對して世尊寺行尹卿が銘を加筆して一
段落を了せり。後、法印豪信が花園・後醍醐兩
院を寫し奉り、尊圓親王がこれに銘を染筆し
識語を書き添へてこゝに繪卷は完成せり。而
して其年次について考ふに足るべき史料に乏
しきも、第一に豪信が法印時代のものと考へ
らる。そは既に述べし如く豪信は建武、曆應、
貞和に互り十數年間山門の法印たりしを以て
この頃の作なるべく、第二には識語の筆者尊
圓親王は延文元年に薨去されたるを以て其製
作はこの年以前のものなりとすべく、第三に
宸影の最終を延元四年に崩御されし後醍醐院
に止め、攝關影も延元元年に退職出家せし冬

教を終りとし、大臣影も曆應元年退職出家したる兼季を以て止めたる等に徴してこの製作年次は愈々建武、曆應の頃と断定すべきなり即ち世は南北朝の政争に入らんとする頃にして、藝術史上にてはこれを鎌倉末期に所屬せしむるものなり。

以上大體この卷の製作年次を明瞭にせるが、最後に彼康安二年に又々後光嚴院を加筆せる事によりてこの歳次を加ふる事を忘るべからず。

(五) この宸影繪卷は持明院統を中心として叡山天台系統の人々の手にされる事を知らざるべからず。そは已に述べし如く銘の筆者が行尹といひ尊圓親王といひ何れも悉く持明院系の人にして、最後に康安二といふ北朝の年號を記し、後光嚴院を以て今上と銘するに至つては、愈々以て持明院系統の朝廷を中心とする

事理明白なるが、豪信は後伏見・花園兩院の恩遇を忝うし、特に花園院は命じて宸影を寫さしめ、その風雅集なるや竟宴に際して似繪もて、參列の歌人を寫さしめられし如き、甚だ恩寵を蒙れるが、彼はまた尊圓親王とも頗る接近せしものゝ如く、しかも親王は天台座主を四回も勤めさせられ、豪信また系圖にある如く山門の僧官なり。さればこの宸影の製作を持明院系を中心とする山門關係の人々によりてなされたりといふも安當の言なるべし。こゝに於て吾人は更に一步を進めて花園院々政の頃即ち建武、曆應あたりに尊圓親王の手によりて編纂されしものにあらざる歟。こは甚しく憶測を逞しうする如きも、花園院の風流にましまして特に「繪事御堪能」にあらせられ、其宸記にも畫界の消息多く、蓮華王院寶藏の名畫も御手許にあり、其他上皇を環る

周圍の人々は多く文人墨客なりし如き環境より攷察して、強ち上記の假定は穩當を缺くものとは思はれず。

(六)宸影等三卷の曼殊院に傳へられたる理由も亦こゝにあり。當時曼殊院は叡山にありて其門地高く宗風頗る昂りしは同院の寺史の示すところ、されば尊圓親王等の天台座主の手になりしこの高貴なる繪卷が遂にかゝる宗門上名譽の寺院に襲藏されしは、當然の事と攷へられ得べく、況んや曼殊院には他に花園院宸筆と傳へらるゝ東北院職人繪卷の存するあり尙この他に花園院宸筆と攷察し得る宸翰數通を存するあり。

是等によりて繪卷がこの曼殊院に襲藏されしことも略攷察し得べきなり。(以下次號)